



香労発基 0806 第 3 号

令和 7 年 8 月 6 日

香川地方最低賃金審議会

会長 籠池 信宏 殿

香川労働局長

友住 弘一郎

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械  
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 10 日付けをもって申出者全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合  
会東四国地方協議会 香川地域協議会議長 門 裕介 から最低賃金法（昭和 34 年法律第  
137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県電子部品・デバイス・電子  
回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金  
公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必  
要性の有無について、貴会の意見を求める。